

講 演

早稲田大学比較法研究所 = 中国社会科学院法学
研究所
日中共同シンポジウム
「新技術と法」

I. シンポジウムの企画趣旨

黒沼悦郎

II. フィンテック (Fin Tech) が金融法制にもたらす影響

黒沼悦郎

III. 仮想通貨の私法的意義

——東京地方裁判所平成26年（ワ）第33320号事件判決から——

趙 磊

IV. 自動走行車による事故の責任分担時の財産基礎

馮 珏

V. 知的エージェントをめぐる刑事上のリスク及び
その責任帰属

劉仁文

VI. 民事訴訟手続の IT 化について

内田義厚

VII. 司法裁判における人工知能の応用に関する法理分析

——価値、困惑とアプローチ選択——

楊延超

I. シンポジウムの企画趣旨

黒 沼 悦 郎

比較法研究所は中国社会科学院法学研究所との学術交流協定に基づき、日中シンポジウムを開催している。2019年9月4日に北京の中国社会科学院法学研究所で行われた共同シンポジウムは、「新技術と法」と題し、人工知能（AI）や情報技術（IT）の進展に伴う社会の変革にどう対応すべきかを、法学の各分野について議論した。本講演では、そのうち日本側2件、中国側4件の報告を発表順に掲載する。

掲載できなかった報告には、「ロボアドバイザーに関する義務体系の構築」（高絲敏 精華大学准教授）、「自動運転における被害の救済」（山口斉昭 早稲田大学教授）、「AI、アルゴリズムと厳格責任」（熊丙万 中国人民大学准教授）、「AIの開発・利用をめぐる刑事規制のあり方」（遠藤聡太 早稲田大学准教授）、「ビッグデータ時代における刑事法のチャンスとチャレンジ」（江溯 北京大学准教授）、「中国法院におけるデジタル化の変遷と展望」（呂艶濱 法学研究所研究員）がある（発表順）。それぞれの報告は、深い問題意識に基づき鋭い分析と最先端の議論を提供するものであり、日中双方における今後の研究に大いに資するものであった。参加者のすべてに感謝申し上げる。